

WEB寺子屋138会則

2013年6月1日

10.10 改訂
2015.7 改定

目 的

市民（主にシニアを対象とする）の生きがい創りを目指し、社会貢献の場を創造する事を目的とする。

活動内容：

- 1) パソコンの一般知識、メール及びホームページなどのインターネット利用の知識の習得向上を図る
- 2) 趣味であるデジカメの撮影技術・写真加工技術などの向上を目指し、市民の生きがい創りを目指して社会に貢献する

運 営

場所：当会は一宮市民活動支援センターに登録し、活動の拠点は一宮駅 i ビル3F当センター一会議室とするが、場合によっては他の場所を併用することもある。

名称：会の名称は「WEB寺子屋138」とする。

写真撮影会や写真展示会などの場合、サブネームとして「138PHOTOCLUB」の名称を使用する。

開催：原則として定例会は 毎週1回2時間程度行うものとする。

不定期な特別講座など定例会以外の活動を行う場合もある。

代表：代表・副代表を置く。任期は1年とする。再選可能とする。

講師：若干名で得意とする分野を担当する。（会員は講師の手助けをする。）

幹事：幹事は代表・副代表・会計・副会計・講師で構成する。必要に応じ幹事会を開催し運営に関する諸事項を決定する。

会計：任期を1年とし、正・副2名を選任し、会費・出納事務を行い毎年3月末に決算報告を行う。再選可能とする。

会 費

会員1人当たり、1,000円/月とする。会費は理由にかかわらず返却しない。（ML会員は会費を免除する）会費は会の運営に必要な経費および撮影旅行・親睦会などの積み立てなどに使用する。 追記：85歳以上の会員は会費を免除する。 2015.7月より適用

入 会

幹事で面接等をして協議して入会を認める。

脱 会

本人の自由意志で脱会できる。会費を2ヶ月間未納した場合は脱会したものとする。
和を乱す行為があった場合は幹事会で協議して決める。この場合は会費を返却しない。

行 事

親睦を兼ねた研修旅行・会食等をそれぞれ各1回／年程度を行うものとする。
写真展示会などの行事を1～2回／年程度行う。
その他不定期な行事を行う。

その他

会費を使い会員にパソコンに関する物品を幹事会で決めて購入あるいは作成し配布することが出来る。会運営に必要な経費は会費から支払う。
会則の変更及び新しい事柄を行う場合は幹事会で協議して実施する。
会からの連絡はML等を設定し、メールを使い行う。